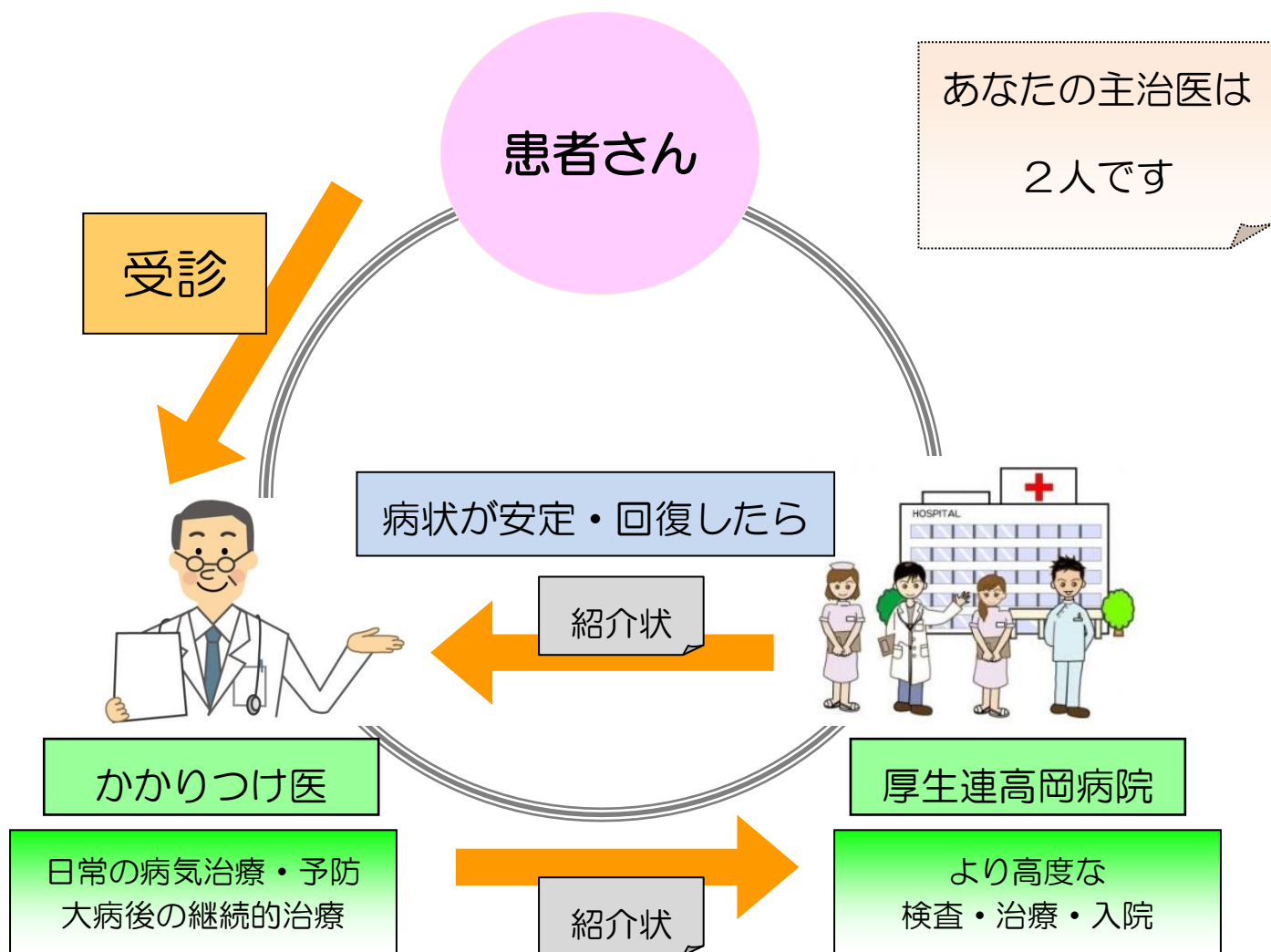


# 地域医療支援病院（厚生連高岡病院）

当院は、平成25年5月、地域医療支援病院として富山県より承認されました。

## 【地域医療支援病院とは】

紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認しており、地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関との連携を図り、かかりつけ医を支援する地域中核病院としての役割を担います。



## 当院での治療終了後について

患者様が当院での検査や必要な急性期の治療が終わり症状が落ち着かれたら、かかりつけ医のところで再び治療を継続していただきます。万一、症状に変化が生じたときは、かかりつけ医に相談していただき、かかりつけ医より当院へ連絡をいただき、状況に応じて適切な対処をとらせていただきますので、ご安心ください。

# 選定療養費に関する重要なお知らせ

(厚生労働省の取り決めであり、全国200床以上の地域医療支援病院の受診患者が対象です。)

## 1. 初診時の選定療養費 7,700円 (令和4年10月より)

初診時に、他の医療機関からの紹介状を持たずに、当院を受診される場合、通常の診療費とは別にご負担いただく費用

次に該当する方は、選定療養費のご負担はありません。

1	他の診療科から院内紹介されて受診
2	医科と歯科との間で院内紹介されて受診
3	特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診
4	救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診
5	外来受診から継続して入院
6	地域に他に当該科の医療機関がなく、当院が外来診療を実質的に担っている科を受診
7	治験協力者
8	災害により被害を受けた患者(国が認める災害)
9	労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
10	当院主治医が、当院を受診する必要性を特に認めた患者 (急を要しない時間外の受診、単なる予約受診などの患者の都合により受診する場合はご負担頂きます。)
11	国の公費負担医療制度の受給患者(結核、生保、身障、育成、母子保健、肝炎など)
12	県の公費負担医療制度の受給患者(富山県特定疾患治療研究事業)
13	市町村の公費医療負担医療制度(特定の障害、特定の疾病の公費に限る。)

※「子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成」の受給者は、ご負担頂きます。

## 2. 再診時の選定療養費 3,300円 (令和4年10月より)

病状が安定し、当院から他の医療機関へ紹介を申し出後に、患者さんの意思で引き続き当院の受診を希望する場合、通常の診療費とは別に再診の都度、ご負担いただく費用 (医師による予約再診は負担ありません。)

次に該当する方は、選定療養費のご負担はありません。

1	救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診
2	外来受診から継続して入院
3	災害により被害を受けた患者(国が認める災害)
4	労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
5	当院主治医が、当院を受診する必要性を特に認めた患者(医師による予約再診含む)
6	国の公費負担医療制度の受給患者(結核、生保、身障、育成、母子保健、肝炎など)
7	県の公費負担医療制度の受給患者(富山県特定疾患治療研究事業)
8	市町村の公費医療負担医療制度(特定の障害、特定の疾病の公費に限る。)

※「子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成」の受給者は、ご負担頂きます。